

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.136 頒価 300 円

2014 年 6 月 30 日発行
フォーラム 90 実行委員会
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付
TEL: 03-3585-2331
FAX: 03-3585-2330
振替口座: 郵便振替 00180-1-80456
加入者名: フォーラム 90

目次

袴田巖さん、雪冤の 48 年と現在 袴田ひで子 1 頁
袴田事件 = 国家による究極の冤罪 保坂展人 8 頁
一日も早く再審公判を開始し無罪確定を 戸館圭之 11 頁
飯塚事件・再審無罪支援運動を呼びかける 徳田靖之 14 頁

飯塚事件再審開始請求棄却決定に関する弁護団声明 15 頁
記者が見たアメリカの死刑と廃止運動 澤康臣 16 頁
死刑廃止全国交流合宿 in 京都・亀岡 (2014 年 8 月 30 ~ 31 日)
のご案内 19 頁
インフォメーション 20 頁

5 月 18 日、赤坂区民センターにて、「いまこそ死刑執行停止を 袴田事件と飯塚事件」をフォーラム 90 主催で行った。まず飯塚事件弁護団の徳田靖之弁護士、袴田事件弁護団の戸館圭之弁護士のお話につき、袴田巖さんのお姉さん袴田ひで子さんへのフォーラム 90 の笹原恵さんによるインタビュー、元死刑廃止議員連盟の事務局長だった保坂展人世田谷区長のお話を伺い、支援団体からアピールをいただいた。(F)

袴田巖さん、雪冤の 48 年と現在

袴田ひで子

はじめに

笹原恵 皆さん、こんにちは。今日は袴田ひで子さんに袴田巖さんのお話を伺えるということで、とても楽しみにしてきました。今日、皆さんと一緒に袴田さんが無事に生還したと一緒に喜びあえること自体も、とても嬉しいこと



袴田巖さんとひで子さん。5 月 23 日、日比谷野外音楽堂で行われた「狭山事件の再審を求める市民集会」で。(撮影・編集部)

だと思っています。何度もたくさんの「おめでとう」を言われたと思うんですけども、ひで子さん、改めて、まだ無罪ではありませんけれども、再審開始、おめでとうございます。

袴田ひで子 どうもありがとうございます。(会場拍手)
笹原 皆さんよくご存じのように、ひでさんは事件以来、48 年にわたって、弟の巖さんを、それこそお母さんのようにずっと支援し続け、

支え続けてこられた方です。今日は短い時間ですけれども、現在の巖さんの様子であるとか、テレビ等では皆さんよくご覧になっていると思いますけれども、再審開始決定が出た日のこと、それから拘置所で面会し、それから釈放された時のこと、あるいはこれまでの色々なご苦労に

ついて、順番に伺っていききたいと思います。

今日は早朝に浜松を出られて、ここに来る前に巖さんに会っていらしたということなので、ひで子さん、巖さんの様子について皆さんに教えて頂けますか。

今日の袴田巖さん

袴田 皆さま、こんにちは。袴田でございます。

死刑廃止全国交流合宿 in 京都

8 月 30 日 (土) ~ 31 日 (日) 開会 13 時 亀岡市・大本本部 (詳細は 19 ページを)

大道寺幸子基金の 10 年展 (9 月開催・詳細号発表)

今日は浜松を7時51分に出て、10時半ぐらいに病院に着きました。巖は何か書いておましてね、チョンチョンと肩を叩いて顔を見たら、「おっ」って言うっていたんですね。今日来るとは言っていなかったんですが、その用紙を出すと、外出ができるみたいな錯覚を自分で持って、拘置所で書いていたのと同じように病院の用紙に書くのですが、5行か6行を書くのに20分かかります。いろいろ考えて、わけのわからないことが書いてございます。ほとんど漢字ばかりでございます。「紀元元年伍月壹拾九日を待っています」とか、常用漢字を使わないんですね。それで用事をすませて「散歩に行こう」と言ったら、「散歩に行くのか?」と言って支度をするんです。「トイレ寄る」っていうから「はい、どうぞ」と言うと、やはり10分ぐらいかかります。トイレを出てから、トイレの中の取っ手と外の取っ手をティッシュペーパーできれいに拭いて、洗面所に行って顔を丁寧に洗います。そしてボクシングの新田さんがくれたグローブ、紙袋に入っていますけれども、それを、「これを持っていかなきゃしょうがないよな」と言って、下げて外へ出るんです。外へ出るときも、外出のために書くものがあるんです。それにもやはり5、6分かかります。「袴田巖」とは書かなくて、「唯一な何とかの神」とか必ず書いて、最後に「袴田巖」と書くんです。今日は看護婦さんが「袴田さん、“袴田巖”だけでわかるから、それだけでいいよ」って言ったんですが、やはりそれだけでは承知しなくて、「何とかの神、何とかの神」と書きまして、時間を取っておりました。それから外へ出まして、30分ほど散歩しました。今日は陽の当たるところに行くところとちょっと暑かったですね。「暑いねえ」って言うところと「うん、暑いね」って言うんです。でも、黙々として歩きます。自分ではリハビリをしているつもりなのかもしれません。そういう状況で、今のところは歩くんです。ちょっと早歩きをしたり。最初の時には、もう、ダラダラ歩くものですから私の方がくたびれてしまっておりましたが、この頃では歩調も少し早くなってきました。そういう状況でございます。「また明日来るからね」と言って、今日は午前中で帰ってまいりました。

笹原 先ほど、ひで子さんが書類を書く、と言ったのは、どうもやはり拘置所では外に連れ出される時には、それなりに許可証何かを書かないと、出られなかったんですね。

袴田 そうですね。

笹原 その習慣なのか、ひで子さんの持っている「仮払い申請受領証」という、別に巖さんはこれは書かなくても散歩に行けるんですけれども、そこに、「何とかの国、国王制」、「袴田巖」という名前も一部入っているんですけれども、「天の父」というふうに書いています。これは中にいた時に、具合が悪くなってから書かれた手紙と同じような感じですね。

袴田 そうですね。同じですね。だからまだその癖が抜けてないとみえましてね。便箋が沢山あったものですから、何かなと思って見ましたら、もうぎっしり、こういう漢字を書いて、こんなにありました。それを拘置所からティッシュペーパーと一緒に持って出てきております。今、現状はまだそんな段階でございます。

釈放の日

袴田 私は3月27日に裁判所に行って、裁判長さんが決定をくれるものとばかり思っていたんです。そしたら、裁判長さんじゃなくて、女性の書記官が待っているんですね。だからもうこれはダメかなあ、再審開始にはならないのかなと、もう腹を括ってたんですよ。そしたら10時きっかりになって、私と西嶋先生に書類をくれて。小川先生も一緒に行きました。小川先生にも書類を渡して。小川先生は若いからパパパッと見て、「再審開始だ!」とおっしゃったものですから、私と西嶋先生はまだ書類をペラペラやってたところでした(笑)。それで慌てて外へ出ましてね。それで再審開始という垂れ幕を出したりして、大騒ぎになったんです。その日は記者会見をしましてね。どっちみち私は巖に面会に行くつもりで、どっちが出ても行かなくちゃしょうがないと思って、午後の便で東京拘置所に向かうことにしておりました。だからまあ、ともかく良い報せだから。その前に3年半面会を拒否しておりますので、会えるまで頑張っただけでやろうと思って、喜び勇んで行ったんです。そしたら東京拘置所の方でも承知してまして、「今日は会わせますから」とおっしゃいました。3月1日から医療設備のある、医療病棟というところに入っていたんです。それまではインシュリンという糖尿病の薬を飲めって言っても、「断る」と言っただけで飲んでいない。「それが3月1日にやっと飲んでくれました」とお医者さんがおっしゃるんです。本当か嘘か知りませんが。それで医療病棟に連れてきたとって、その日は面会しました。

看守さんに連れて来られて、ポテッと座って、私と弁護士さんたちは、もう再審開始になったということで決定書を見せて、「これ、巖わかる!? 再審開始って書いてあるでしょ!? ねえわかる!」と、戸館先生と岡島先生が一生懸命、話をしたんです。「ひで子さんも説得して!」って言うから、「嘘じゃないよ、本当だよ!」って私も言っていたんですが、本人は「再審はもう終わった。俺はここにいても何も不便はない」って言うんです。「この資料はウソばかり言っている。だから帰ってもらってくれ」って言うんですね。それでも弁護士さんが一生懸命、書類を見せて説得したんですが、結局説得しきれませんでした。時間が来たので、「また来ればいいや。ともかく再審開始になったということが、わかってはわからなくても、伝えたから、それでいい。明日にでもまた来ればいい」と思っ

て外に2、3歩出ましたら、また看守長さんが「ちょっとすみません。もう少しお話があるので、戻っていただけますか」っておっしゃるんです。その時、大勢支援者が東京拘置所に詰めかけていたものですから、面会できるのは3人だけですので、その支援者の方々に「ここは5時になると鍵をかけるから、前もって外に出るように言うておいてください」っておっしゃるんです。ああ、そうかなと思ってそう言うて、私たちは拘置所の応接間に通されました。そうしたら若い拘置所の職員が来て、「お金を返しますから、判子を押してください」と。「なんでお金を返してくれるの？」って聞いたら、「僕はお金を返せって言われただけで、よく他の事はわかりません」っておっしゃる。今度は他の人が、「段ボールが30箱だかあるのだが、それを宅配便の着払いでお送りしますが、受け取ってくれますか？」っておっしゃるんです。だからそれも、「いいですよ」って言うてね、どんどん書いていたんです。

私たちはまだ釈放されるとは思いませんでね。いつかは釈放されるだろうが、まだひと月かふた月かかるのかと思って。その準備でもしているのかと思っていたんです。そうしたら、「今、本人が来ます」っておっしゃるのね。ああ、あそこで説得できなかったから、ここで面会させて説得させるのかなと思って、私たち待っておりましたら、巖がこんな格好をして歩いて来ましてね。長椅子にボンと腰を下ろして、「釈放された」って言うんですよ。釈放という言葉聞いたのは、その時が初めてです。

拘置所では、私や弁護士は釈放という言葉は使わなかったですね。だから拘置所の人巖に「釈放する」と言ったんだと思います。だから、本人がボンと座って「釈放された」って言ったんだと思います。それで私は、「まあ、良かった！」と言って大喜びしまして。手を握ったりなんだりしましてね。

そのあと「車はあるか」とか、「靴はあるか」とか言うんですね。そんなもの、全然用意してなかったんです。まさか釈放されるとは思いませんので、靴の用意も着替えの準備も、車の準備も何にもなかった。それで行きがけにマスコミの方と一緒にしたので、その車を、「僕たち帰るけど、良かったらお使い下さい」っておっしゃったものですから、それで急遽、車をまわしてもらって、門につけてもらった。それで靴はない。スリッパジャ具合が悪いからと言ったら、靴は拘置所で貸してくれました。「それは返してください」っていうものだから、一週間ぐらいして、「ありがとうございます。長い間お世話になりました」と書いて、看守長さんにお届け致しました。

それで車に乗って外へ出たんです。5時ちょっと過ぎでした。5時頃に巖たちにご飯をくれるんですね。ご飯を食べたばかりだったからだと思っ

ていますが、車に乗ってしばらくしたら、巖が吐きましてね。車に酔う体質は体質ですが、吐きましてどうしようもなかったものですから、その車屋さんの車庫へ一時休むと言って、休ませて頂きました。車の外に出て、椅子を持ってきてもらって、そこで、吐いたものの処理などをしておりました。そうしたら車屋さんの人たちが、巖が着のみ着のままですので、吐いて服も濡れていたままでしたので、「よかったら、これ着て下さい」ということでワイシャツを頂いたんです。それで白いワイシャツに着替えさせ、小一時間ぐらい休んでおりました。私はもう、このまま浜松に連れて帰ろうと思ったんですが、吐いたりなんだりしたから、これは浜松までは遠すぎる。今晚一晩だけ、ホテルに泊まるしかないと思って、ホテルを探していただきました。

弁護団長の西嶋先生に電話して、ホテルのお世話をお願いしますと言ったけれど、やっぱり弁護士さんではホテルはなかなか大変ですね(笑)。そういうわけで、一緒にいたマスコミの方に探して頂いて、やっとホテルに落ち着きました。ホテルに落ち着いて、ともかく巖は吐いたから、ご飯も何も取らないで、休ませなきゃしょうがないと思って、着のみ着のまま休ませた。そうしたら夜中にパッと起きて、「トイレ行く」って言うんですね。いつも固い布団にばかり寝ているものですから、フワフワしたベッドだと、なかなか起き上がれないんですよ。それで私は手を引っ張って、ホイッとやって起こして、それでトイレに連れていった。巖はトイレ自分でできるかなと思いましたら、それはできしたね。自分で水洗も出せだし、手も綺麗に洗っておりました。それでおしぼりが無いので、こうやって立っているんですね。だからおしぼりを差し出しまして、手を拭いて、また部屋へ行って。これが2、3回続きました。それで翌日の朝、6時半頃、弁護士さんから「そちらの部屋へ行っていいですか」と電話があったものですから、「どうぞおいで下さい」と言って、来て頂いて。「巖さん、まだ寝てる?」「寝てると思うよ」って言ったら、「あれ、目、開いてるじゃん」っていうから、「起きてるなら、起きな」って言って起こしまして、ご飯を食べました。ご飯は和食でした。鮭とか野菜の煮物とか、お燕を漬けたのとか、おみおつけがありました。だけど鮭には手をつけません。あとのものはきれいに食べました。お燕の漬物も、ポリポリと噛んでおりましたからね。やはり自分の歯だと思えます。今日ですが、歯を磨いていたんです。この間行った時に、歯を磨いていて何分かかるかと思って計って数えてみたら、8分磨いていました。今日はそれほど長くなかったけれど5分は磨いていたと思います。拘置所の中にいると時間が有り余っているから、ああいうスローモーションみたいなことをするようになったと思います。その間に弁護士さんが病院に

電話して、どこか預かってくれる病院ありませんか、一日でいいですからとお願いしましたら、ある先生が「お困りのようでしたら、うちでお預かりします」とおっしゃってくださったので、今もそこにおります。

笹原 釈放当日のことをとても詳しく教えて頂いたんですけれども、先ほど、拘置所の中に行ったときに、「釈放される」というふうにひで子さんも弁護士も聞かされていないということなんですよね。でも釈放を聞かされる前に、お札の用意がされていたそうですね。

袴田 はい。私が差し入れたお金を返すというんです。だから返してくれるなら頂きましょうということ、サインしました。

笹原 差し入れをずっと入れているんですけれども、それを中で巖さんが全て使えるわけではなかったの、それがいくら入っているのかは、ある程度、わかっていたんですけれども、ひで子さんが着く前に拘置所側では、新札で用意していたんですね。

袴田 ええ。もう用意してありましたね。ピン札でした。

巖さんを迎える準備

笹原 それを渡したっていうのが、まずビックリですよ。それと、段ボールが送られてきたんですよ。

袴田 段ボールはね、これまで四十何年か着ていた物で、巖はもう忘れちゃってるけれども、母親が入れた丹前とか、そういうものが入っていたんです。うちに届いてから、全部出しました。洗濯機も買って。私一人だと小さいものだけですのでね。もうこの際、奮発して全自動の洗濯機を買って、夜昼なく洗濯して、一週間ぐらいかかりました。破けたものも入ってありました。本人が「捨てる」と言わなければ捨てないとみえまして、靴下なんか山ほど穴の開いたのがありました。それも捨てました。洋服なんか破けているのとかありましたが、綺麗に畳んで段ボールの中に詰めてありました。そういうのを整理し、やはり一週間ぐらいはかかりましたね。もう段ボール4箱分くらい洗濯しました。それと小さい段ボールは6箱か7箱ありましたが、それには皆様から来た手紙や、アムネスティから届いた手紙とか、そういうものが入っておりましてね。本人は見えていないのかなと思いますが、その手紙の整理は、今のところしておりません。いずれ手紙の整理もするつもりですが。それと、新田さんが入れてくれた本だとか、そういうものも入ってありました。それをうちに積んでございます。

笹原 ひで子さんはとても綺麗好きなので、この間、ものすごく忙しかったと思うんですけれども、そのなかで洗濯をなさったということなんです。

巖さんは、拘置所の中にいるときに、自分でパンツとか靴下とかは洗ってらしたということですが、今でも病院でそうなさってるってことでしたよね。どんな様子ですか？

袴田 病院では洗濯物から何から一切業者に頼んでお願いするように私は手続きを取っていましたが、巖が洗濯物を出さないんですよ。拘置所での癖がついておりまして、パンツとかシャツは自分で洗って、部屋の椅子のひじ掛けに干してあります。それを二度ばかり私、見まして。今度、病院の方が、足がガサガサなものですから、お薬を付けてます。そうすると靴下が汚れるので、靴下を替えるようにということで、三足じゃ足りないからもう少し買っていただいて、毎日替えるようにしております。ですが、その靴下を本人が捨てさせないって言うんですね。破けたというんじゃないけれども汚い靴下をビニールの袋に洗濯物として入れて、まだ持っております。

笹原 拘置所にいるときと同じような習慣が続いておられるということなんです、ひで子さんのお話によると、巖さんはある食べ物に気がついていて病院の購買部でもよく買っているということでしたけれども、何でしたっけ。

袴田 私たち、子どもの時には、小麦粉にイースト菌を混ぜて蒸かしたんですね。その印象が残っているのか、イースト菌の入ってるパンが欲しいというんです。売店へ行って、「今日、パン買っていいか？」って言うんです。「今日は休みだからダメだよ」って言ったら、「じゃあ、ぶどうがいい」と言うので、今日はぶどうジュースを150円で買っておりましたが、病院で自動販売機の使い方を教えてくれたそうです。そうしたら、割合と早く覚えましておっしゃっていただいてね。150円お金を出したら、100円玉を裏返し、ひっくり返して見て100円玉を入れて、10円玉を5つ入れて。ここを押すんだよと言ったら、ポンと押して、下からゴロゴロと出てくる自動販売機ですが、それを散歩に持って行ったんです。ご飯食べてから飲むと言って、大事に持っておりました。

笹原 巖さんはもちろん拘置所の中では自分でお金を持つていうことがなかったんですよ。

袴田 そう。病院で透明なビニールの袋をくれて、それに500円玉を入れてくれたんですって。そして500円玉を見るの初めてだって言って、珍しかったそうです。ジュースなんかは自動販売機で買えますが、パンは売店が開いているときは、「イースト菌の入っているパンを下さい」と言って3つぐらい買い、それを大事に持って歩いております。

笹原 そんなふうにして、巖さんはこれまで48年間奪われてきた自由を、自分の身体で感じてらっしゃると思うんですけれども、ひで子さんがお姉さんだということは、わかってらっしゃいますか？

袴田 うん。何となくわかっている。「お姉さん」とか「姉ちゃん」とか言わないけどね、姉さんであるということはわかっていると思います。認識していると思います。

笹原 面会に行き、調子が悪いときには、「顔はお姉さんだけれども、機械で写し込んだ偽物だ」という発言をされていたこともありますけれど、出ていらしてから、巖さんは、ひで子さんに「ひで子」とか「お姉さん」とか呼びかけたりすることはありますか？

袴田 絶対しませんね。まだ今のところ。家族の話とか、子どもの話とか、全然しませんね。尋ねません。

笹原 裁判の話はどうでしょう。再審開始になったよって言った時に、「そんなのは嘘だ」と言っていましたけれども、その後、弁護士さんたちと、あるいはひで子さんと再審の話はできますか？

袴田 全然しません。そういう話も致しません。

笹原 最初は、話しかけないと自分からお話をなさらなかったということでしたけれども、今はどうですか？

袴田 本人から話しかけるということは、まずないですね。こっちが「今日は帰るからね」と言うのと、「晩は来おへん？」と言うんですね。「なんで？」っていうと、「パンがない」って言うんです。それでパンのお金を置いて、「明日は売店が開くから、お金置いていくから、売店で買いな」って言うのと「うん」って言うてるんですが。その程度の会話しか、まだ今のところ、できておりません。

笹原 出てきた当時と比べると、大分調子は良くなっているけれども、まだまだ認識は、48年間ですので、戻らないということですね。

袴田 そうですね。出てきた時は、ただ黙ってポワンとして、ウンでもなければスンでもないという感じでしたがね。それはちょっと無くなりましたね。顔も、あの時はポワンとしてむくんでたんじゃないかと思うぐらいの顔でしたが、多少それが治ったという表現が良いのかな。少しは縮まったというか。そんな感じでございます。

笹原 少し糖尿の気もあって、まだ健康の方も心配だということですが、今はどんな感じですか？

袴田 糖尿病と認知症と拘禁症。拘禁症は病名ではないといいますが、それもありまして。拘禁症の発生と一緒に、何というのか。糖尿病はもう「糖尿病の薬を飲みなさい」と言うのと「断る！」と言って断っていますからね。先生から「糖尿病の薬を飲みましょう、袴田さん。注射じゃないですよ」と言っても、そういう時にはっきり「断る！」って言って、うんと強く言って断っております。それから認知症と拘禁症は、なんというか拘禁症の認知症という感じで。私は認知症というからよっぽど酷い、何もできないのかと思っていました

ら、それでもなくて、ご飯は自分で食べるし、トイレも自分で用を足せます。認知症はそんなにひどくはなくて。糖尿病は、今日、血糖値を測ったら160いくつかだそうす。「朝、何か食べた？」と聞いたら「食べない」と言っておりました。食べないうちに測ったら160いくつで、「これは健康でいいです」とおっしゃってくれましたが、あまりにも食べたりすると、じきに糖尿の気が出るかと思えます。今のところ、そういうところす。

笹原 いろいろまだ身体に気を付けなければならぬことが沢山あるという状態ですね。

袴田 はい。そうですね。

事件当時を振り返って

笹原 これまでに、巖さんは今どういう状態なのかということと、それから裁判、再審開始の話は何だったんですけれども、もう少し過去に遡ってお聞きしたいと思います。ひで子さんは事件が起こった1966年から、もう48年間、巖さんのために支えていらしたんですけれども、6月30日に事件が起こって、袴田さんが拘束されたのは8月の半ばくらいですね。その前に巖さんが、浜北の実家に帰っていらした時に、すごくひで子さん印象的だったことがあると伺ったんですけれども。

袴田 はい。事件があった当日から3日ぐらい経ってからですね。巖は浜北の家に子どもを預けていたものですから、子どもに会うために毎週帰っていたんです。あの事件があったから、急に帰ったわけじゃないんです。それを警察はあの事件があったから浜北の実家に帰ったというふうに見ておりましたが、私は、自分の弟がそういう事件があったところに勤めているということで、大変心配し、電話したんです。「どういうこと？」って聞いたたら、「強盗だかなんだかわからないよ」って言うので、「じゃあ、今度帰ってくるね。じゃあね」って言って電話を切りました。それで土曜日に帰ってきました。その時にも心配してましてね。私は車で帰りました。そうしたら巖が自転車に跨って近所の人と話をしているんです。仕事を終わって来ましたから。「ああ、これは何も関係ないな。良かった良かった」と思っていた。人を4人も殺して3日しか経っていないのに、様子が全然変わらないなんていうこと、ありますか？全然様子は変わっていないんですよ。ふだんの巖、そのまんま。それで私は安心したんです。そりゃ心配したというのは、そういう事件があった家に勤めているということで、大変心配しました。きょうだだから心配するのは当たり前だと思っております。その時には、「どんな事件？」って言ったたら、「まだ強盗がどうのこうのでわからんぞよ」って言うので「ああ、そう」って言って。それで話は終わったんです。それで晩御飯を食べていたんです。

それから翌週ぐらいに巖から電話があって、「ウ

チに帰ったりするから警察に疑われるって言うので、帰らん」って。野球があった頃ですね。「野球に行くので帰らないから」って言うので家に電話がありました。それから8月に警察に調べられて、「プロボクサーのH」という名前が上がったんです。その時に私はびっくりしましてね。夕方でしたね、肩へズシッと重い物を背負ったような感じになってタクシーで帰りました。小さいラジオを持っていたんです。電池を替えるのにタクシーの運転手さんに、電気屋さんに寄って電池だけ買ってきてもらって、30分ぐらいタクシーに乗って、家まで帰りました。その時は、今はもうそういうことはないですが、ズシッと肩の荷が重くて、歩けない。腰が抜けたでもないけれど、そういう感じでしたね。

笹原 それがもう、今から48年、47年前。

袴田 47年前です。

笹原 非常につらい思いをなさったんですね。そういう意味では、ここ2カ月は——もちろん無罪を獲得するまで、もう一步頑張らなければいけないところなのですが——、天国と地獄ほどの差がありますね。

袴田 ええ。やっぱりDNA鑑定の結果、(5点の衣類が) 巖のものではないということが出てくれたから、私は肩の荷がフッと軽くなりました。それまでは、余分なことは一切言わない、と思ってきました。兄がまた法事なんかに行きますと、巖の(無罪の) ことを一生懸命言う。そうすると、それを聞いている人は「この人、何を言っているのか」という顔をして聞いているんです。兄はわからずに、一生懸命話す。私は横で見ていて、「お兄さん、黙っていればいいのになあ」と思っていたんです。それ以後、私は誰が聞いても何も言わないと腹を決めておりました。それ以来、私は世間とちょっと隔てて、生活していたようなものです。夜、買い物に出る。昼間、顔を見たって、誰も何も言わないと思いますよ。だけど、誰かに何か言われちゃいかんと思って、夜、買い物に行っていました。足りない物は会社裏から買い物に出て——お店に住み込んで働いていたので通勤はほとんどありませんが——、そういうところに住んで、ひっそりと、というよりも、まあ息をそっとひそめて生活しておりました。

笹原 一番つらい時代のことを話してくださっていると思うんですけども、この48年間でひで子さんが一番つらかったのは、どういうことですか？

袴田 事件のあった10年くらいですね。一番つらかったのはね。支援者もなく、家族だけで、ただ世間には「そんなことはない」って言えなくて。みんなで我慢して我慢して、口をつぐんでおりました。「私たちがこんなに苦しいんだから、母親はどんなに苦しかろう」と。そう思って、私があれしちゃうかん、母親がこんなに苦しんでいるのに

と。母親は「巖はもう駄目かいね、巖はもう駄目かいね」と言って、68歳で亡くなっていきました。一審の裁判が終わって、じきです。父親もその半年後に亡くなりました。だから、その思いを——それまでは巖と母親が手紙のやり取りをしていたんです。母親が亡くなってから半年ぐらいいして巖に知らせまして、「今度、何か用があったら、私のほうに言って寄こすように」と言って手紙を書きまして、それ以来、巖は私に手紙を寄こすようになったんです。

私には、面会と差し入れぐらいしかできない。だから面会と差し入れだけをしようと思って、毎月、拘置所に行っていたんです。拘置所は、入れる物が制限されておりまして、今日はもうこれだけしか入らん、明日はもうこれだけっていうふうに決まっておりますので、その願箋を1カ月分もらって、全部書き込んで、1カ月分のお金を先に払って、売店にお願いして、浜松に帰って来ていました。来月また1カ月分差し入れるものを書いて、浜松に帰ってくるという生活でした。だから巖に面会しに行くというよりも、差し入れをしに行くということのほうが主でした。

笹原 1990年、今から20年ぐらい前からずいぶん巖さんは具合が悪くなって、面会を拒否することもすごく多くなりましたね。

袴田 そうですね。平成に入ってから10年ほど、面会を拒否しているんです。それこそ巖を無理やり連れてきてもらって、保坂先生と一緒に面会したこともありました。その時に、保坂先生が「お姉さんですよ」って言ったら、「これは偽物だ。機械で作ったメキシコの婆だ」って言うんですよ。その時には、みんなして笑っちゃいましたがね。そんな関係で、10年ぐらいいしてから、また5、6年前に山崎さんが面会に行ったら、ひょっこり出てきた。それで私たちも急いで面会した。それが3年ぐらい続きましたね。そしたらまた3年ぐらい前から面会拒否。だから波があって、巖はいろいろ考えていて面会拒否をしたのかなと思います。今思うと、拘置所で会わせないようにしていたのかなとも思うし。ちょっとその辺はよくわかりません。

笹原 その当時の、本当に拘置所の中でどうしていらっしゃるのか、生きていいのかどうかのことがって考えたことを考えると、さっきお話を聞いた病院での生活っていうのは奇跡のように嬉しいですね。

袴田 そうですね。巖が生きて出て来れたって言うことだけで、私は大満足なんですよ。だから皆さん一生懸命、警察がどうのこうの、裁判所がどうのこうのって言って、私に質問するけれども、私はノーコメントで通しております。

笹原 はい。もちろん再審開始は喜ばしいことなんですけど、まだ完全に開始されると決まったわけではないので、とても大事なことは、無罪

になって、やっぱりきちんと喜び合いたって
いうことがありますよね。

袴田 そうですね。

一日も早く再審無罪判決を

笹原 巖さんがそれぐらい具合が悪くなる。自分を袴田巖だと認めないという状態にあるということは、死刑囚であったということと密接な関係があるわけで、ひで子さんもこの間まで「死刑囚の姉」と言われてきたんですけれども、そのことについては、どんなふう感じていらっしゃいますか？

袴田 みんな、「死刑囚の袴田巖」っておっしゃるから、「私は死刑囚だとは思っていない！」ってよくテレビで言いましたがね。やっぱり死刑囚の姉として、そういう意味で世間とは隔てて生活していたということです。でもこの頃では、「袴田さんですね。よく頑張りましたね。これからも頑張ってください！」って言って、いろいろな人が、電車の中とか道で会っても声をかけて下さいます。本当にありがとうございます。

笹原 テレビなどマスメディアでも「袴田巖死刑囚」という言い方から「袴田さん」という言い方へ変わったというのはすごく大きな変化ですね。

袴田 はい。

笹原 今日は死刑廃止フォーラムの集会ですので、ひで子さんに最後に伺いたいんですけども、死刑という刑罰について、ひで子さんはどんなふう感じていらっしゃいますか？

袴田 死刑制度があるから、みんな「死刑囚」って言うんですね。死刑制度がなくなれば「死刑囚」なんて言わないですよ。だから死刑制度は、一日

も早くやめて頂きたいと思いますね。

笹原 はい。まだまだひで子さんにうかがいたいことは沢山あるんですけども時間になりましたので、このあたりにしたいと思います。ただ先ほども言ったように、袴田再審はまだ終わりではなくて、これからもがんばり続けなければいけないということで、袴田さんの無罪に向けて、今後に向けてひで子さんが考えていらっしゃることや、アピールしたいことを、最後にひと言お話しいただけますか？

袴田 ただ巖が拘置所から出てきたというだけで私は喜んでおりますが、一日も早く無罪放免という言葉が欲しいと思います。どうもありがとうございます。ありがとうございました。(会場拍手)

笹原 はい。ひで子さん、どうもありがとうございます。日本で初めて死刑囚として無罪を勝ち取った免田栄さんは、出ていらした時に「死刑を廃止する」というふうにおっしゃいました。免田さん以来、死刑台から生還された方は何人もいらっしゃいますが、残念ながらそれが日本の死刑制度の廃止には結びつかなかったんですけれども、いまひで子さんがおっしゃったように、ぜひ袴田さんの無罪を確定し、それを死刑廃止につなげていけるようにフォーラム90も頑張っていきたいと思っておりますし、ひで子さんにもぜひご助力頂きたいと思っております。皆さん、今日はどうもありがとうございます。ありがとうございました。

袴田 どうもありがとうございます。

フォーラム90 関連刊行物

●フォーラム90 発行

DVD「赦し—その遙かなる道」

DVD 本編 100分 頒価 1000円

韓国 SBS 製作の殺人事件被害者を描いたドキュメンタリー作品。

●フォーラム90 編

「命の灯を消さないで」

定価 1300円+税 インパクト出版会刊

フォーラム90が2008年に行った死刑確定者アンケート。78人の回答から死刑確定者の実態が見える。

「死刑囚90人 とどきますか、獄中からの声」

定価 1800円+税 インパクト出版会刊

フォーラム90が2011年に行った死刑確定者アンケート。120人中90人の回答が得られた。

●京都にんじんの会編

「銀幕のなかの死刑」

定価 1200円+税 インパクト出版会刊

死刑映画週間・京都での講演を通して死刑を考える。

●年報・死刑廃止編集委員会編（インパクト出版会刊）

「極限の表現・死刑囚が描く」

年報・死刑廃止 2013 定価 2300円+税

極限で描かれた作品は何を訴えるのか。大道寺幸子基金表現展のすべて。加賀乙彦、北川フラム、池田浩士、大道寺将司、坂口弘。

「少年事件と死刑」

年報・死刑廃止 2012 定価 2300円+税

少年法の理念さえ踏み越え、更生ではなく厳罰へ、抹殺へとこの国は向かっている。少年事件と死刑をめぐる問題点を徹底検証。

「震災と死刑」

年報・死刑廃止 2011 定価 2300円+税

あれだけの死者が出てなぜ死刑はなくなるのか。

「日本のイノセンス・プロジェクトをめざして」

年報・死刑廃止 2010 定価 2300円+税

DNA鑑定で無実の死刑囚救出のプロジェクトは日本でも可能か。

「死刑100年と裁判員制度」

年報・死刑廃止 2009 定価 2300円+税

足利事件・菅家利和さん、佐藤博史弁護士に聞く。

袴田事件＝国家による究極の冤罪

世田谷区長 保坂展人

皆さん、こんにちは。先ほどひで子さんからのお話を伺いまして、私もこれまで会ったどんな時よりも元気で、嬉しそうなひで子さんの表情を見て、「何より、生きて帰ってきたのが大満足なんですよ」という言葉に尽きるのではないかなと思いました。生きて帰ってこない、冤罪を訴えて亡くなっていった死刑囚、確定死刑囚の方が何人もいらっしゃる中で、私は国会議員として袴田さんと2003年、今から11年前の3月10日の67歳の袴田巖さんの誕生日の時に、お会いしています。

その2週間後の3月24日には、やはり冤罪を訴えて長期勾留されていた波崎事件の富山常喜さんという方に会いに行きました。東京拘置所の集中治療室、ICUに随分長くいるようだが、そこで適切な治療・対応が行われているのだろうかということを見に行ったのです。私は医者ではないので、私が見てもよく分からないので、新葛飾病院の院長であった清水陽一先生に同行して頂きました。2011年、先生は残念ながら亡くなってしまわれたんですけども、快諾頂いて、東京拘置所から非常に至近距離の病院の院長先生と、集中治療室で富山さんの様子を見るという機会を持ったわけです。その時の清水医師の見立ては、「これは必ず感染症で亡くなります」という見立てでした。治療ということは何もしてない。自立歩行もさせなければ、人工透析をして、人工栄養ですね。自分で食べる状態ではない、寝たきりの状態。この状態では感染症を防ぐことはできない、というのが見立てでした。うちの病院に来れば、歩いてリハビリをしながら自分の力で食べることから体力を回復して、よみがえる可能性が十分あると。ご当人の富山さんは、「いや、無実を晴らさなければ死ねないんだよな」と。「そうだそうだ」と支援者の方に話していたのを、よく覚えています。

ちょうど半年後、法務省から私に電話があり、「本日も朝、亡くなりました」と。感染症で亡くなったんですね。東京拘置所の医療というのは、おそろしく遅れているという話を、当時の清水先生は言っておられました。こうして還らぬ人になってしまうということが、袴田巖さんが生きて、今日もお姉さんと会っているということと、本当に雲泥



の差になってしまっているということを感じます。

そもそも、袴田巖さんのことに取り組んだのは、1998年の年末だったかと思います。今ここに座られた袴田ネットの方から、笹原恵さんとひで子さんが、当時の私の議員会館の事務所に来られました。そして、「ずっと面会できないんですよ」というお話をされました。

当時、私は衆議院法務委員会にいたこともあり、また少数政党だったので、毎回質問の時間がある中で、たびたび新聞等に取り上げられるような人権問題の質問をしてきたということでお訪ねになったのかなと思いますけれども、何とかして、まず袴田巖さんとひで子さんに会ってもらおうと。そのための情報収集ということをしました。当時の法務省矯正局長に来てもらって、いま獄中の状態はどうかということも、繰り返し。手元には袴田さんのファイルというのがありまして、国会議員時代に膨大なテーマで取り組んだ記録があるんですけども、袴田さんのファイルは手元に置いていたんですね。というのは、例えばフランスとかイギリスとかEU各国の大使館などで死刑の現状について、そして袴田さんについて話してくれ、というオファーが区長になってからも年に何回かあったということもあって、このファイルは大切に保存しています。このファイルを覗くと、何度も何度もヒアリングをしています。そして、要望を受けた1999年の2月10日に会うことができた。これは、たまたま衆議院法務委員会の質問の日の直前だったんですね。で、会えたんですが、会った時間は1分間だったというお話でした。挨拶をして、「俺の名前知っているか」と言われ、「袴田巖でしょ」とひで子さんが言ったところ、「いや、そんな人間じゃない」と言って、会話は終わってしまった。ここのところに非常に大きな問題があると思うんです。

当時、何回もヒアリングをする中で、法務省の矯正局長が、「袴田さんの話のなかに“天狗”という言葉がしばしば登場するんですよ」と言うんです。「死への恐怖には凄まじいものがある、妄想に逃げ込んで自己防衛しなければ、現実が襲ってくるだろう。袴田さん自身が、天狗になって死刑執行の権限を持ち、自分が死刑をコントロ

ルできる立場にあったということじゃないでしょうか」という見方をしていました。「その状態というのは、明らかに治療が必要なんじゃないですか。そしてこの治療というのは、はっきり言って、拘禁を解けば、回復に向かうと思われます」と言うんですね。医療刑務所、死刑執行の部屋がない、医療刑務所に移送してはどうかという話を随分前からしていました。ただ、法務省のなかで、袴田さんの状態はおかしいけれども、おかしいということが目が覚めて現実に立ち返ったときに、それは気の毒なことではないかというような、そういう見方がやっぱりあったということもお伝えをしておきたいと思います。

最終的に、袴田巖さんに11年前に会った時、30分ぐらい、果てしなき会話をしたんですけども、やはり彼が言っていた一つのポイントはですね、「袴田巖さんですね」「いや、違う」と。「無限歳々年月。年は無くて、地球を作ったものだ」みたいな、なかなか壮大な妄想を語られているわけですけども、袴田巖さんという人はいないというのをご本人が断言してですね、いないというので、「ではどこに行ったんですか?」と言うと、「わたしの身体に飲みこんだんだ」と言うんですね。儀式があったと。その儀式で「袴田巖は私が飲み込んだんだ」と。「世界中のばい菌と闘っていて、ばい菌に自分が死刑判決を下している。去年の1月8日まで袴田巖はいたけれど、全能の神である私が吸収したんだ。従って、いない者には死刑は執行できない」ということを繰り返し言うておられました。

もう一つ、「あなたは誰ですか?」と言うと、「自分は東京国家調査所の所長だ。死刑は私が廃止した。従って、死刑の執行というのはないんだ」ということもおっしゃっていました。二重三重、四重にですね、袴田巖さん自身に対する死刑の執行という決定的な場面は、論理的にありえないんだということ、右から聞いても左から聞いても、前を突いても後ろから聞いても、全部わりと整合しているんですね。そんな話が出てくるというのが特徴だったかと思います。

従って、いまお姉さんの話を聞いていると、まだ袴田巖さんという名前の前に、「なんとかの神」という長い神の名前が出てくるということは、もう相当長いこと、そのようにして自分を防衛してきた。このように、考えてみるんじゃないかと、まさにそのことが現実とすり替わって、耐えてきたということなのかなと思います。ただ法務省で聞いた話というのは、とても正常とは思えなくて、やはりご飯を食べるのに2時間かけているときもあると。米粒を一粒一粒洗ってますとか。「毎日何をやってるんですか?」と言うと、「いや、普通です」と。「普通って何ですか?」と言うと、「毎日、房をぐるぐると回っています」と。運動ということもあるんでしょう。しかし、米粒を一つ一つ洗って

2時間かけて食事をして、房をグルグル回っているということが、果たして「正常」と呼べるのかというふうに思います。

それから、私は東京拘置所にひで子さんと、多分計4、5回は行っています。会えた時は1回。会えない時がその他ですけれども、会えない時は、向こう側、拘置所側も「じゃ、さようなら」というわけにはいなくて。ちょっと様子を聞かせてくれということで、所長とか処遇部長とかの話を聞くことになる。その中で非常に印象的だったのは、「裁判関係書類を読まなくなったのはいつ頃ですか」と聞いたら、やはり94年の再審棄却ですか。その書類を胡坐をかいて、袴田さんが房の中で読んでいたのが、多分最後だと思う、というところまで彼らは認識していましたね。従って、それ以降は裁判の書類だとか、弁護士が会いに来たということについて、全て拒否をすることが続いていたんだと思います。また、もう一つ言えば、今もその状態は、少しずつ軽減しているとはいえ、続いていたのかなと思います。

袴田巖さんが再審開始決定をされて、即時、身柄が釈放されるということで、とてもそれは良かったと思います。ただ、それに至るまで、袴田巖さんがそういう状態であるということ、確か森山法務大臣だったと思いますけれども、袴田さんがどういう状態なんだということ、大臣自身ですね、「長い勾留生活の中で精神を病んでいる」ということを聞いております」というふうに答弁をしておりますから、そういう答弁をしていながら、なんの治療もしなかったということは、厳しく問われなければならないと思います。

もう一つは、2003年に「どうしても袴田巖さんと会わせてくれ」と法務省側と折衝をして、本人が嫌だといっても、あらゆる策略も含めて、会わせてくれ、話させてくれと強く交渉しましたので会うことができた。「暈を替える」ということで連れてきてくれたそうです。ですから、半分騙されたということで、巖さんが我々の前に11年前に登場してくれたわけですけども、そこでどうしても会いたかったというのは、やはりその時の第二次再審の東京高裁の決定が、間もなく出てくるだろうと。その時に、自分に関する重要な、今回面会に行くと、「俺はもう再審なんていないんだよ」と言ったというお姉さんの話がありましたが、当時は会ってもくれないということが続きましたので、再審請求が始まったということ、弁護士が伝えに行く、お姉さんが伝えに行く、「いや、会わない」と。すると本人が知らないということにもなりかねないので、そのことを何とか伝えたいということで行ったわけです。

2004年の夏に、東京高裁で結局、再審棄却の決定が出ました。前の日に、恐らく、再審開始決定が出るんじゃないかということで、お姉さんとも

弁護士の皆さんとも集まって、「じゃあ、明日、釈放されたら」と、その時は車の手配もしてたんですよ。そんなこともあったなと思い出します。そして、その時にも、いわゆる再審開始決定を受けての弁護団声明というのを私、持っていましたので、資料がファイルの中に入っております。そこにも、明確に先ほど弁護士さんから紹介があったような5点の衣類をはじめ、証拠が改竄され、そして不当にでっち上げられたということについて、「遅すぎた決定である」ということが高らかに書かれておりました。それから11年時間が流れ、当時67歳だった袴田さんが78歳になったということなんです。

私は、この袴田巖さんが受けた究極の国家による冤罪というものを持っている特徴は二つあると思います。一つは、多くの人が言うように、やっていない、事実じゃない証拠を捏造され、そして人生の大半を死刑囚として「明日、処刑があるかもしれない」と思いつつ、自分の肉親とも、誰とも会えずに孤独の中で過ごしていたという、究極の人権侵害がそこにあります。しかし、もう一つあると思うんです。やはり、誰もがそういった冤罪事件の犯人としてでっち上げられ、命を奪われる確定死刑囚になったとき、再審を請求して無実を晴らすということが出来るわけですよ。そのことについて、例えば今回、沢山の証拠が開示されたということで、袴田さん自身はあの時どうだったのかと、弁護士はたぶん打ち合わせもできなかったんだろうと思います。自分の再審が始まるのか始まらないのかも、会っていないので、そのことすら情報交換ができない。そういう意味で、自分を守る情報、自分を救い出す情報も、自らが拒否するというこの残酷な人権侵害。二重の意味で囚われているだけではなくて、救いの手も、いわば自ら拒絶するという状態におかれて、拘留されているということは、大変なことだと思います。

ですから、報道を見ていて思ったのは、「この事件はDNA型の鑑定技術が進んだのでこういった再審の決定ということに司法判断が変わったのだ」とか、「証拠開示が裁判員制度で進んだので

こういうことも出てきたのだ」とか言っていますが、何を言っているのだろうかと思います。もちろん、そのことが、決定的だったことをさらに確定させたという要素はあったにしても、11年前にこの再審開始決定、その前に無罪判決が出ていても不思議はないし、2007年に熊本典道さん、袴田事件の死刑判決を自ら書いたということの内情やみながら長年活動をしていた、裁判官を辞めて弁護士活動をしていた方が訪ねて来られるということもあり、当時は死刑廃止議員連盟の事務局長として議員会館に部屋を取ってプレスリリースをして、「本当に申し訳なかった」という涙ながらの記者会見があり、そのことについて、確かにマスコミは報道はしたけれども、しかし一部で、これは裁判官の守秘義務違反ではないかというような、いわばそういうことを無視すべきであるという論調があったのはとても残念だし、やはり今、袴田巖さんがこうして釈放され、過去の司法判断の錯誤の連続が、もう一度検証されなければならない。その核心は、飯塚事件の久間さんの話、死後再審だと思えますけれども、そういうことを起こしてきた死刑制度自身が、このまま放置されていられない。そのことの論点を、本来は社会を挙げて徹底的な議論に入っていくというのが、いわゆる普通の国の姿ではないかと思います。これだけの結果が出て、これを例外として死刑制度の問題などについて、国会で集中的な議論が行われているというのは、私が区長でいろいろ忙しすぎて、でも新聞は全部読んでいるのですが、そういう記事を見ることがないのは、とても残念です。ですから、袴田さんが今も、長年の拘禁の後遺症を引きずりながらいるということを押さえながら、微力ではありますが、皆さんと共に、政治家として、私自身もこの死刑の廃止を目指しつつ、少なくとも国民的議論を、裁判員制度の中で、全員一致でなければ死刑は選択できないと、そういうある種の対案を、かつて用意したこともありました。そういうことが大きな議論として組み立てられていかなければならない時期に、私たちは立っているということを申し上げて、お話を終わりたいと思います。

死刑日録	
5月28日 奥西勝さんの第8次再審請求で、名古屋高裁（石山容示裁判長）は請求を認めない決定をした。確定判決に合理的疑いを生じさせるものではない、第7次請求と同一の証拠、同一の主張、も	ともと請求権は消滅しているなどと主張。また約半年で判断を示したのは「健康状態の悪化と加齢」を考えてなどという、許しがたい言い草である。 弁護団は6月2日、請求を棄却した名古屋高裁の決定を不服とし、同高裁に異議を申し立てた。 6月3日 仙台高裁（飯淵進裁判長）
	は高橋明彦さんの控訴を棄却、一審死刑判決を支持。 6月13日 最高裁第二小法廷（山本庸幸裁判長）は小泉毅さんの上告を棄却 死刑確定へ。 (6月20日現在確定者132人。執行停止中を含む)

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

一日も早く再審公判を開始し無罪確定を

袴田事件弁護団 戸舘圭之

袴田事件弁護団の戸舘圭之弁護士からパワーポイントを使って約1時間、袴田事件の概要から冤罪の問題点、弁護団の活動について話していただいた。長時間の取り調べによる自白の強要、5点の衣類、はけないズボンなどこれまでの論点と再審への流れについては、本誌前号などを参照していただきたい。

この講演は死刑廃止チャンネルにすべてアップされている。本誌では講演の最後の部分のみ掲載する。(編集部)

裁判の中ではDNA鑑定ができないかということは、特に近年、鑑定技術が進歩したことによって、いろいろ言われていました。第一次再審請求の段階でもDNA鑑定は即時抗告審の東京高裁段階で行われていますが、結論としては「鑑定不能」ということで終わりました。弁護人の中にも、もうDNA鑑定はできないのではないかという話も出ていました。なぜかという、DNAというのは、年月の経過や環境条件によって非常に劣化していく。非常に小さいものではあるんですが、長期間さらされることによって切断されてしまって、有益な情報が取れなくなってしまうという性質がありますので、細胞に書かれたDNAから、異同識別に足りるようなDNA情報を鑑定によって採取して検出するというのは、技術的になかなか難しいのではないかという感じだったところ、弁護団とか支援の方々のほうで、足利事件や飯塚事件にもかかわられた筑波大の本田克也教授にDNA鑑定ができるかどうかということをやかがいに行くことになりました。先に行った鑑定の結果から見ても、血液型が鑑定されているのであれば、当然DNAも残っているはずだ、細胞があるのならば、その中にある血液由来のDNAも当然残っているはずだ。そうであれば、鑑定は十分できる可能性があるのだというご意見を頂きまして、静岡地裁に鑑定請求をすることになりました。

確かに、40年以上にわたって半ば放置されていた物ですし、しかも味噌漬けという悪条件下でのDNA鑑定でしたので、本田先生自身、今まで自分がやって来た鑑定の中で、最も難しい部類、世界中を見回しても、類例を見ないほど困難な鑑定だったということ、ご自身おっしゃっていたんですが、そういう中で、結論としては、「5点の衣類の血痕は被害者の方々や袴田さんのものではない」という結論を導き出しました。検察推薦の鑑定人のほうは山田鑑定と言うんですが、「検査で検出されたDNAはすべて汚染されたものであり、異同識別はできません」と言っています。型としてはいろいろ出てきているんですが、SPRという検査

です。原理的には、先ほど飯塚事件でお話になった類型異同をして異同識別をしていくという、いろんな部位、16カ所から異同識別をしていくというもので、いくつかは出てきているのですが、山田鑑定は、自分で出したDNAに関しても、「これは全て汚染されたDNAなので、血液かどうか分からないし、汚染された可能性もあるので、信用できないのだ」というような形です。こういう形で、結果が割れたというよりも、本田鑑定自身は非常に劣化した試料、しかも味噌漬けの試料のなかから、なるべく血液由来の部分を採用するという最新技術を駆使したうえで、しかも合理的な推論を経て出た結論だということになっております。

そういうことで3月27日に再審開始決定が出ました。主文は、「本件について、再審を開始する」。「有罪の言渡しを受けたものに対する死刑および拘留の執行を停止する」。袴田さんは、即日釈放されることになりました。

ここでの判断の過程として、全体を読んだ中では、静岡地裁の開始決定が言っているのは、判断の重要な要素になったのは、やはりDNA鑑定、もう一つは、5点の衣類の色に関する証拠です。長時間漬けこまれたのであれば、あんな色にはならないのではないかとということに、静岡地裁は注目した。あともう一つはDNA鑑定。これに関しても、本田鑑定が出た直後から、検察側は激しい抵抗をしました。全国の法医学者複数名から意見書を出させて、いかに本田鑑定がいい加減で不当なものであるのかということ、著名な法医学者の意見書を並べて、本田鑑定の攻撃をしてきた。加えて足利事件の中でのやりとりも引き合いに出して、本田鑑定はいい加減で信用するに足りるものではないと。これは科学的な反論と言うよりも、半ば人格攻撃に近いような本田先生に対する攻撃をしてきました。ただ、そうはいっても、古い試料であることは確かで、DNAが劣化していることも確かですので、明確に取った試料からすべてのDNAの型が出てくるというものでは当然ないわけですが。ただ、そういう中でもいろんな汚染の可能性であるとか、エラーの可能性とかもなるべく除去した中で、堅い部分で本田先生は拾った結果から言っても、5点の衣類は袴田さんの衣類ではないし、犯行着衣でもないのだと。とりわけ、今回の審理の過程では、袴田さんのDNAも実際に東京拘置所に行って、血液採取して取りました。袴

田さんは、5点の衣類を着用したとされていまして、自白の中でも、5点の衣類を着用した袴田さん自身、左肩の部分に傷を負っているという認定がされました。そうなれば、5点の衣類に袴田さんのB型の血液も付いているはずになります。自白の通り、5点の衣類が犯行着衣であれば、袴田さんの血液がついているであろう部位と、実際の袴田さんのDNA、ミトコンドリアのDNAを鑑定したものののですが、これは明確に不一致が出ています。それだけでも非常に大きいものだと思うのですが、これは山田鑑定、検察側の鑑定も同じ形で不一致が出ていているということになっているのです。とにかく静岡地裁の開始決定のなかでは、それ以外のDNA鑑定についても、検察側の反論も十分評価したうえで、本田鑑定については「全てが全て、確かに信用できるわけではないが、その部分を割り引いたとしても、この5点の衣類が犯行着衣であって、袴田さんの着衣であったとする確定判決については、合理的疑いが生じるんだ」という形で、DNA鑑定の信用性を肯定しました。

飯塚事件との比較で考えると、再審棄却する場合は往々にしてそうなのですが、「そうは言っても、そういう可能性もあった」と、「請求人が犯人である可能性も否定できないではないか」という可能性論と言われたりもしますけれども、こちらの主張を排斥する場合がありますが、この静岡地裁判決の優れているところは、そういう発想は取らずに、可能な限り、「合理的疑いが生じるのかどうか」と。常識的に考えて、袴田さんを有罪とするということについて、疑問は生じないのでしょうか、という素朴というか常識、普通の人が考えて、こういう証拠が出てきたら、これは当然有罪認定には達しないんじゃないかという可能性をていねいに分析した結果、DNA鑑定についても科学的な議論はいろいろしているのですが、最終的にはこういう結果が出ていると。優秀な法医学者によってきちんとした実験環境において、矛盾する結果が出ている、これは当然無視しえないんじゃないかというかたちで、このDNA鑑定を再審開始の一つの根拠として位置づけています。

こういう形で、DNA鑑定と5点の衣類に関する色を要件に、改めて確定判決が有罪だとした証拠について、全面的に再評価・総合評価を行った結果、一個一個、自白の内容まで精査しても、袴田さんを有罪とするには合理的疑いが残るのだということで、再審開始決定を出しています。

その過程の中で、DNA鑑定によってこれは犯行着衣でもなければ袴田さんのものでもない。じゃあ何なのだと。これも常識に照らして考えれば、何者かによる捏造としか考えられない。袴田さんは逮捕されて以来、ずっと拘置所で勾留されていますので、5点の衣類が発見されたころには、当然5点の衣類を隠すことはできない。ただ、DNA

鑑定の客観的な証拠から合理的に推認していくと、明らかにこれは発見直前に入れられたものとしか考えようがない。そうであれば、これは捜査機関による捏造としか考えられないんじゃないか、と静岡地裁は決定文の中で言っております。そうであるならば、捏造された証拠であるということを念頭においてすべての証拠を精査していかなければならないと。かつ、そういう形で捜査機関による捏造の可能性もあるのだということを頭に、いろんな証拠を見ていくと、すべて辻褃が合いますよということをしていねいに検証しています。

そういう形で静岡地裁は、袴田さんを犯人とするには合理的疑いが残るということ結論づけた上で、再審開始を認めている。加えて、「拘置の執行停止」も認めました。これは非常に画期的です。刑事訴訟法には、再審開始をする場合に、刑の執行停止をすることができるという条文があるのですが、刑の執行停止のなかにただちに釈放することができるかどうかということについては、これまでの裁判例上、ただちに釈放されないという扱いをされてきました。過去の死刑事件においても、再審開始決定の段階で釈放された例は、なかったと思います。ただ、静岡地裁は、即日釈放しなければおかし、なぜかという、一つは再審開始決定が出たことによって、無罪になる相当程度の蓋然性がある。もう一つは、極めて長期間、袴田さんが死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきたことをあげています。三つ目が、捜査機関の違法・不当な捜査の存在の指摘です。こう考えた時に、静岡地裁は釈放しないことは「耐え難いほど正義に反する」のだと言っています。「本件は、4名の尊い命を奪うなどした極めて重大な事案であり、袴田に対し死刑判決が確定していることを考慮しても、袴田に対する拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない。一刻も早く袴田の身柄を解放すべきである」。こういうことを静岡地裁の決定は書いた上で、拘置の執行停止を命じました。ここまで、裁判所の方が書くにあたっては、やはり証拠を精査して、この事件が明らかにおかしいのだということを感じ取っていただけたからではないかと思えます。だからこそ、今現在、検察官も即時抗告していますが、そんなことを待たずに、もっと言えば再審の無罪判決も待たずに、袴田さんの身体拘束を解放しなければ、正義に反するのだということ裁判所の方がここまで言い切ったということ自体、感動的なんです、すごいことなんだと感じています。

ただ、検察官は即時抗告を行ってきました。弁護団は、ただちに意見書を上げて再審開始決定に対する即時抗告自体、憲法違反ではないのか、再審制度というのは誤判救済、無辜の不処罰のための制度ですから、裁判所がこれに合理的な疑いが

生じ、事実認定に疑いが生じたのであれば、これはただちに再審公判が開かれなければいけないはずで、それに対して検察が即時抗告をするのは、背理ではないか。もっと言えば、今の法律では不利益再審は否定されています。被告人に不利益な再審はできないのだと。これは新憲法のもとで、憲法39条で「二重の危険」の考え方からもありますし、一たび無罪とされた場合には、さらに有罪とされてはいけないのだということが憲法上規定されています。そうであればなおのこと、この再審制度は、有罪の言渡しを受けた人を誤判から救済するための手続きだと考えるのが自然であり、検察側の主張・立証活動というのも、当然制限されなければいけないと思います。実際、今回袴田さんは釈放されて、今78歳ですし、残された時間もそんなにならないうちで、検察が即時抗告をすると、高裁、最高裁まで争ったら、再審の公判が開かれるのはいつになってしまうのかということもありますので、もう即時抗告自体が本来おかしいということと、弁護団としては意見書で言っているところです。

改めて再審制度は何かと考えると、やはり刑事裁判における事実認定は、確定した判決であっても、証拠に基づいて認定された、あくまで仮説にすぎないのだというふうに私は考えています。そうであれば、それは反証が出てくればいつでも覆されなければいけない。なので、誤判救済の手段というのは常に、全ての人に対して開かれていなくてはならない。これは袴田さんのような事件の場合もそうですし、どんな事件であっても、事実認定は絶対ではまったくない。これは、外形的な行為、例えば人を殺害したというふうに、争いが無い事件であったとしても、量刑を決する上での事情に関しても、それはあくまで仮説にすぎないというふうに、私は思います。そうであれば、今日は死刑の問題についても考えるところです。私自身も袴田事件に取り組む中で、死刑制度の問題というものは、色々考えざるを得ないところがありますし、冤罪と死刑の問題は別問題じゃないかという方々もいらっしゃるかと思うんですが、私は決してそうは考えていません。何度も言いますように、事実認定というのは、仮説に過ぎません。誤判救済は常に開かれていなければならない。のちに裁判が誤りだということが分かれば、有罪の言渡しを受けた人は、必ず救済されなければならない。そう考えた場合、死刑制度を考えてみたら、死刑というのは人の命を奪う刑罰で、一たび執行されてしまえば、取り返しがつきません。取り返しがつかないようなものを制度として盛り込むこと自体、誤判救済の可能性をあらかじめ奪っているという点で、これは冤罪の可能性があるという一点のみでも、私は死刑制度というものは個人的には信じていませんし、冤罪というものも、や

はり全ての事件において多かれ少なかれ、事実認定において、きちんとした事実が明らかにされていないということは山ほどあると思います。これは特段、行為とか結果を争っていない死刑事件でも、きちんと精査していけば、事実認定上、おかしいところは山ほど出てくるということは経験上明らかです。そういう事ことも考えれば、やはり誤判救済の道を全く不可能にしてしまう死刑制度というものは、私自身の経験からもおかしいものではないのかと考えています。ですので、再審制度もこういうふうなものだと私は理解しています。

袴田事件は、結局、即時抗告されてしまったのですが、今一番重要なのは、世論と運動の力で、こんな即時抗告は絶対許せない、速やかに無罪判決を言い渡さなければいけないのだということだと思っています。再審事件は裁判所を相手にしているだけでは突破できなくて、袴田事件の場合もボクシング協会の方が非常に熱心に動かれたり、それ以外の支援者も継続的に支援をしてこられました。私も、個人的なことを言えば弁護士になる前から、静岡大学の学生にちょうど1999年頃になっていたのですが、その当時からのこの事件のことを見聞きして、初めは支援者として関わって来ました。そういう中でいろんな記録を見て、地道に取り組み、報道をたくさん集めたり、新証拠を発掘する会の味噌実験なんかも弁護団だけではなくて支援者の方々も協力して行ってきたという実績があります。あとは袴田さんを含めて、世論が盛り上がっている。映画にもなりましたし、たくさん書籍も出てジャーナリストの方の注目も集めています。そういう状況で、「この事件はおかしい」ということを、外側から裁判官に対してきちんと訴えかけていくというのが、これは弁護活動をしていく上で、車の両輪という言い方をしますが、理論も大事だし、運動もきちんと取り組んでいかなければならないんだということを、私自身は常々実感しています。

袴田さんは釈放されました。それは喜ばしいことではあるのですが、まだ袴田さんの死刑確定者としての身分は残っているままです。年金に関しても無罪判決が出ていない中では、まだ受け取ることもできないという状況が続いています。ですから一日も早く再審公判を開始して、無罪判決を出すためには、ぜひ皆さんにも協力していただき、死刑制度についてもこの事件を通じて考えていただく一つのきっかけになればいいと私は思っています。今日は本当に貴重な機会を与えて頂いて、どうもありがとうございました。

飯塚事件・再審無罪支援運動を呼びかける

飯塚事件弁護団 徳田靖之

2008年10月28日、飯塚事件の久間三千年さんは無実を訴えながら死刑を執行された。同年10月16日に足利事件でDNA再鑑定へという記事が一斉に報じられた直後、同じDNA鑑定で本人が一貫して否認しながらも死刑が確定し、確定後2年1カ月で執行されたのである。執行から1年後の2009年10月、久間さんの遺族によって死後再審請求が出され、今年3月31日にそれが棄却されたのである。

私たちフォーラム90にとって忘れられないのは2008年に初めて死刑確定者のアンケート調査を、福島みずほ議員と行ったときに久間さんからきた回答だ。8月5日付けのその回答には次のような一文がある。「この事件には、無実の証拠は沢山あるが、有罪の直接証拠は何もない。ここで大切なのは、有罪の直接証拠がないままに、ひとりの人間に「死」を宣告してはばからないこの国の司法に対して、私は「否」を貫き通します。」(全文は『命の灯を消さないで』所収)

フォーラム90では2010年7月にも徳田靖之弁護士に講演していただいております、『年報・死刑廃止2010』に全文掲載されているので事件や再審請求についてはそちらを参照してほしい。また、この講演は死刑廃止チャンネルで見ることが出来る。ここでは、再審請求が認められなかった点に関してのみ掲載する。(編集部)

実は2012年の暮れになって、裁判長が突然、「随分長く審理がかかったけれども、この再審請求については、ぼつぼつまとめをしていきたい」と言明されたわけです。あれっと思って私どもが調べたところ、翌年の8月6日に定年退官する裁判長だということが分かって、この裁判長は自分が退官する前に決定を書く決心をしてくれたと我々は判断を致しましたので、そこで本田教授を尋問して欲しいと言いつづけておりましたら、年が明けてから「4月までに双方が総括的な書面を出してくれ。それを出してくれたら本田教授の尋問をする」という決定をしました。そして5月、6月に、我々のスケジュールをやりくりして日程を入れて、本田教授の尋問を2回にわたってやりました。ほぼ完璧な証言になって、裁判長がかなり補充尋問をしまして、本田教授の鑑定内容を確認する等の方がありましたので、我々は再審開始はこれで間違いないというふうに思っていました。

昨年7月19日に、裁判所から請求人つまり久間さんの配偶者のところに「意見照会」が参りました。「7月26日までにこの再審請求についての、請求人としての見解を裁判所に出してくれ」ということになったわけです。これは再審に関する決定をする最後の手続きで、請求人の意見を照会するというので、いよいよ8月6日の定年退官を前に、再審についての決定が出される、我々は7月26日までとあったのもう出来上がっていると確信をしました。そうしたところ、8月6日になっても何の連絡もない。そのまま裁判長は定年退官され、

前の年の7月に東京から赴任された福岡高裁のエリート裁判官がその後任ということで、裁判長になる。これも異例なんです。定年退官は分かっていたわけですから、退官後の人事というのは検討されていたと思うんですが、1年前に福岡に来た人を、高裁から地裁に移すという人事異動が行われる。そして我々から要求するまで何の連絡もない。どういう経過か説明しろということで要求をしたところ、10月に三者協議が開かれて、「我々が担当することになりました」と。「いや、それはおかしいじゃないか。前の裁判長が決定を下すという前提で審理されてきたし、なぜその決定が下せなかったのか、説明してくれ」と。右陪席と左陪席は残っておりましたので、「あなた方から説明して欲しい」と言いましたけれども、「合議の秘密だ」ということで一切の説明がないまま今年3月31日、再審請求を棄却するという、そういう決定を行ったわけです。

何があったのかはわかりませんし、推測でお話しすることは避けたいと思います。しかし、私どもが退官した前任の裁判長が再審開始の心証を持っていると判断したことは誤っていなかったと今でも確信しております。というのは決定書を読んでみると、前任の裁判長であれば絶対書かないようなことが随所に書かれているわけです。例えば、前任の裁判長は、科警研に送られた資料が、DNA鑑定の実験をするならば数十回はできるぐらい十分な量があったということに非常に重視しておられたんですけども、そこが全く書かれていませんし、我々が一番重視した、真犯人の血液型はAB型で、なおかつHLADQ α 型は3-3型であるという、「真犯人はこの人だ」という特定をしている、その部分については、この再審請求の棄却決定では一言も触れていません。それに触れずに本田教授の鑑定を一部認めて、「確かにMCT118型は疑わしいということであるので、それを除いて他の証拠を検討してみると、他の証拠によって、十分に久間さんが犯人であるということは証明できている」と。なおかつ「本田教授の鑑定によっても、全く証拠価値がゼロだとされているわけではないから、そのことを加味すれば、さらに久間さんが犯人と断定することに疑いの余地はない」というような決定になっていて、この再審請求審における細かい経過を全く知らない人が書いた決定だというふうに私どもは読まざるを得ないわけで、3日間で本当に怒りにまかせて即時抗告

理由書を書き上げて提出をしました。

なにが起こったのかはわかりません。でも、私が率直に感じるのは、死刑にしてしまったという事件について、それを過ちだったと裁判所が認めるということに尻ごみをしてしまったというふうにしかならない。それをしてしまったら、要するに国家が誤って人を殺してしまったとなるわけです。これを死刑にしてしまっているという結果の重さに裁判官たちが最終的には怯えたという結果ではないかというふうに思っているわけです。その上で、私どもとしては、即時抗告審においては、真犯人の血液型はAB型であるということ、それからHLADQ α 型は3-3型であるということ。それからミトコンドリアDNAで久間さんの型が出ていないということは犯人ではないということの証拠であるという、このところを徹底的に詰めていきたいというふうに考えています。今回の請求棄却決定が、本田教授の鑑定は、「血液に関する一般的な性質を論じており、実験をしているのではないのだ」というまったく非科学的な、つまり血液に関する一般的な性質から論じるというのは、とても科学的だと私どもは思うんですけども、血液の一般的な性質から論じるのは科学的ではないと仰られるので、それでは実験をしてみましょうと考えていまして、そういうデータも添えて、なんとしてもこの飯塚事件については再審無罪を勝ち取らなければならないと考えているところです。

実はこの事件に関しましては、マスコミ報道の偏向もありまして、福岡あたりでは、市民の皆さんもそうですけれども、マスコミ各社、地方紙のデスククラスが当時の取材の第一線にいた人たちで、彼らはもう久間さんが犯人に間違いないというふうに凝り固まっております。我々を取材した

記者が良い記事を書いても、なかなか紙面に載らない。地方局のニュースになかなか取り上げてもらえないという状況もあり、実は、請求人である久間さんのご遺族も、まったく表に出ることが現在までできておりません。袴田事件を私もずっとフォローさせて頂いておられますけれども、袴田さんのお姉さんが全てを犠牲にされて全国に呼びかけられたことが、どれほど大きな力になったのかということを考えてみました時に、久間さんのご遺族が表に出られないという状況が、これはもう本当に深刻な事態で、なおかつ支援組織もありません。弁護団の主力は福岡ではなく、大分。これは確定審の段階で弁護団が地元で作りにくかったということから来ています。我々としては方針をこの際大きく転換して、広く多くの方たちに飯塚事件を訴えて、飯塚事件の再審無罪を勝ち取るための支援の運動を、これから組んでいかなければいけないのではないかと肝に銘じているところです。私自身の度量の狭さから、あくまでも裁判所との勝負で決着がつくと過信しすぎたと反省をしております。今日、こういう機会に参上させて頂きましたのも、この事件について多くの方たちのご理解を得て、この飯塚事件再審無罪を勝ち取る運動を、少しでも手伝いをして頂けないかという思いからです。どうかこの事件に関心をお寄せいただき、ご支援いただけますようお願いして、私の話は終わりにしたいと思います。こういう機会を与えて頂き、ありがとうございました。

飯塚事件再審開始請求棄却決定に関する弁護団声明

本日福岡地方裁判所は、いわゆる飯塚事件について、再審請求を棄却する旨の決定を行った。2009年10月28日の再審請求書の提出から今日まで、4年5か月の審理の過程で、確定判決の柱である科警研によるDNA鑑定における非論理的・非科学的な「工作」および血液型鑑定の恣意的な判定手法の誤りが決定的に明らかとなり、更には、確定判決のもう一つの柱である目撃証言が、取り調べ捜査官の誘導によって作成されたものであることまでもが明らかになっていただけに、本日の決定は、全

く予想外の許しがたい暴挙というべきものであり、断じて許すことができない。

特に、決定が、弁護人らが提出した本田鑑定書等の証拠としての新規性を認めながら、鑑定書が明らかにした、真犯人の血液型はAB型であり、HLADQ- α 型は3-3型であって久間氏とは全く異なるという決定的な事実を無視し、その証拠としての評価を欠落させたことは、全く非常識な判断であり、およそ裁判の名に値しないものである。

本日の決定は、これらの新証

拠を目の当たりにしながら、本件が既に死刑が執行された事案であり、再審開始することが、死刑制度の存在意義を抜本的に問い直すことにつながるという結果の重大性に目を奪われ、再審開始しないという結論が先取りされ、その結論に都合の良い証拠評価を行ったにすぎない。

弁護団としては、直ちに即時抗告の申し立てを行い、久間氏の名誉回復する日まで、全力を尽くして戦い抜く決意である。

2014年3月31日

飯塚事件再審弁護団

記者が見たアメリカの死刑と廃止運動

澤 康臣

5月24日文京区民センターにて「死刑廃止へ向かうアメリカ」と題して、昨年テキサスに続いてワシントンDC、カリフォルニアを調査した日本弁護士連合会のかたの報告を聞いた。今号では誌面の都合上、通信社記者の澤康臣さんの報告のみを掲載する。次号には堀和幸弁護士、小川原優之弁護士の報告を掲載する。(編集部)

減少する死刑

皆さん、こんにちは。私は長く司法担当記者をしてきました。国際担当ではなかったんですが、いろいろなご縁がありまして、2010年、地震のちょっと前からアメリカのニューヨークで仕事をしていました。ニューヨーク担当というのは、アメリカのいろんな社会問題も担当しますし、国連の担当もしました。皆さんご存じだと思いますけれども、2年に1回、国連総会で死刑廃止を視野に入れたモラトリアム、死刑執行を止めるという決議が出て、私が国連担当の間にも一度、採択されています。

私は、活動家ではないので、取材報告というかたちになりますが、お話を提供できればと思います。

アメリカでは死刑が減っています。数字を見れば分かるんです。お示ししている1993年、2000年、2003年の死刑の判決、執行の数を見ますと、93年に執行が少ないのは、死刑が復活した1976年から時間が経たず執行に至っていないものがある。それが2000年ぐらいにかけてもの凄く増えて、そのあと、変わり始めている。表の「賛成」「反対」というのは、ギャラップという大きな世論調査の会社が出している世論調査の結果です。実は2003年には2回やっていて、もうちょっと賛成が多いデータもあるんですが、代表的なトレンドを示す数値ということで、こちらを取っています。

アメリカの死刑廃止運動の特徴だと思ったのがいくつかあるんですが、一つは被害者との結びつきが非常に強いこと。これは日本の死刑廃止運動

減り続けるアメリカの死刑

	1993	2000	2003	2013
判決	287	224	152	80
執行	38	85	65	39
賛成	80*	66	64	60
反対	16*	26	32	35

(*) 94年
「長い手続き、施設維持でコスト高」。判決から執行まで16年弱

とは、かなり違う。

昨年死刑を廃止したメリーランド州では2008年に、殺人被害者遺族49人が州議会に手紙を出した。49人というのは大きな数字で、メリーランド州というのは、590万人しか人口のいないところなんです。その手紙には以下のようなことが書かれています。

- ・ 私たちの間で死刑についての考え方は異なるが刑罰は迅速、確実であるべきだ。死刑はいずれも欠く。長い異議申し立ての過程は被害者を苦しめる
- ・ 死刑にはわたしたちの多額の税金が使われる。何のため？ 長い手続きの末、数十年で5人が執行されただけ
- ・ その金を警察官増員と治安改善、そして遺族支援にあてるべきだ

これはメリーランド州の運動に関わっている犯罪被害者遺族の方です(写真1)。



写真1

こういう

見出しがつくんですね。「殺人被害者のお母さんが、メリーランド州の死刑の廃止をずっと求め続けている」。これは、もうちょっとで何とかなりそうだが、という最後の詰め集会だったと記憶しています。この方は、ヴィッキー・シーバーさん。大学生の娘シャノンさんという、非常に若くて髪の毛の長い女性なんですが、彼女がレイプされて殺されるまで、死刑について気に留め、考えたことはなかった——と記事には書いてあります。

一方、2年前に廃止されたコネティカット州は、ニューヨークのすぐ近くにある、ニューヨークに通う人も多く住んでいるところです。死刑廃止運動の中心にいたのは被害者遺族であったと言われています(写真2)。

そして、この人たちが言っていたことというのは、こういうことなんです。アメリカの刑事手続の学者さんとか、研究者の人たちの調査によって「手続きが非常に長くかかる。また、死刑は施設の



写真2

維持費など、いろんなものにコストがかかって、ものすごくお金がかかる」という結果が、各地のいろいろな州で、次々に、次々にといっても何十年かけてですけれども、発表されてきています。

最新のアメリカの法務当局の統計ですと、2012年の段階で判決から執行までの期間が16年弱。ただアメリカの場合、「判決」というのは、普通は第一審判決を指すんですね。そのあと、長い「アピール」が始まるわけです。最新の統計で、そこから執行まで16年かかるとなっていて、それは第一審判決からという意味だと私は理解しています。約190カ月です。被害者の方たちは、この間、ずっと苦しみ続けるわけです。

薬剤をめぐる混迷

もう一つ、アメリカで今起きていることは、執行のための薬剤が入手できなくなった。ヨーロッパの会社が「誤った使い方をするのを防ぐために、供給方法を変えますよ」と。誤った使い方とは、アメリカで行われている、薬物注射による死刑執行なんですね。こういう動きが広まっていて、アメリカのいろんな州で死刑が執行できなくなっている。それではどうするかというと、代わりの薬を探すしかない。さっきテキサスは一種類、睡眠薬だけだと言っていましたが、これが理由で最近そのように変わったんです。これは州によって違います。いろんな州がいろんなことを試しています。しかし、当たり前ですが、それがどういう効果をもたらすかというのは、資料がない。人間がどれだけ苦しむかを調べるためには、実際に使うしかないわけですから、そうすると、もう一か八かみたいなことになっているんじゃないかなと想像するんですが、失敗する危険、苦しむ危険というのが注目されています。実際問題として、苦しんだケースが、いくつか報告されています。

加えて、この薬をどこから買っているんだということを、州が明らかにしなくなったんです。なぜかということ、市民などから販売元にプレッシャーがかかるから。でもこれは、アメリカの刑事司法の中ではありえない情報隠しです。そこで死刑事

件の弁護人の方は、「開示しなければ死刑を執行してはならない」という命令を求めて訴訟を起こすなど、どんどん混迷が広がっているというのが現状です。オクラホマ州の死刑執行が6カ月停止になっているというのも、これなんです。これは実際に、ちょっと酷い事になったんです。そこで、検討するために6カ月、その時間で十分かは分かりませんが、時間が必要だというのがオクラホマ州の判断でした。

オハイオ州で去年起こった事件では、死刑囚のデニス・マクガイアさん——レイプして人を殺した人ですが、その執行の際、死亡まで非常に長くかかっただけではなく、身体をのたうったり、声を上げたり非常に苦しんでいるように見えた。それまでは家族に「グッドバイ」って言っていたんですね。そこで、娘さんのアンバーさんが提訴するという事態になりました。こういう動きがいろいろと表に出てきているので、やはり、死刑の議論というのは、いま盛り上がっているという感じがします。

死刑囚情報の公開

アメリカの死刑、議論が盛り上がる背景には、情報が日本に比べるとオープンだということがあります。裁判記録も日本と違ってオープンです。日本も形式上はオープンになっていますが、実質的には全くオープンじゃない。死刑囚の情報というのも、州当局のウェブサイトを見れば分かる。執行情報も公開されています。

裁判記録の公開について少しお話しします。死刑事件は通常州の裁判ですが、ここでは連邦の裁判所を代表として取り上げます。「PACER」という裁判所のウェブサイトがあります。これは日本からも普通にアクセスできます。ただ、お金がかかるのでクレジットカードを登録しないといけないんですけども、裁判記録1ページ10セントでダウンロードできます。ここに、いま言ったマクガイアさんの名前を入れて検索すると、いっぱい出て来ます。そして「デニス・マクガイア」をクリックすると、読めるようになっています。訴状にチェックを入れると、ダウンロードできるという、非常に透明でオープンな仕組みです。こういうサイトを使うのが調査報道のイロハのイになっているんですが、日本だと難しいですね。

そして死刑囚情報。これはオクラホマの法務当局、つまり矯正局のようなところのウェブサイト、「Scheduled Execution」というところに情報が出ています。先ほど言った、執行が失敗し、苦しんだ末に亡くなった人と一緒に執行する予定だったが、半年延長された人の名前も出ています。月ごとの死刑囚についての情報がリンクされていて、そこをクリックすると、名簿が出て来ます。だから、何がどうなっているのかというのが非常によく分

かるし、議論もできる、確認もできる。こうやって名前が書かれた名簿になっていますので、この人たちは、一人一人、人間なわけです。家族もいる、友だちもいると感ずることができ。「死刑囚何人」と十把一からげの単なる統計ではないのです。ここに人間がいるということが、非常によく分かります。

死刑執行も公開されています。事前に予定が発表されますが、立ち会いは認められています。報道も立ち会いを認められています。報道に立ち会いをさせることは義務なんです。立ち会う権利・権限があるという表現が使われます。これは州によって違うんですが、「立ち会わせなければいけない」と書いてあったり、「報道は、立ち会う権限がある」とか。いずれにしても非常に強い表現がされています。死刑囚の家族とか被害者も立ち会えますが、報道の方が彼らよりも権利が強いです。それぐらい、オープンにすることの義務というのが強く設定されています。

私どもは、実はオクラホマでの死刑を見に行こうとしたんです。しかし、さっき言ったような薬物問題が大問題になったのでメディアが詰めかけてしまって、地元優先になってしまったので行けなかったんですけれども。ニュースリリースが出て、「報道の皆さんへ。こういうふうな死刑を執行する予定です。メディアセンター、記者クラブが作られます。こういう場所に3時に開きます」という案内が来るわけです。記事を書きたかったので、準備のために、ホームページの画像は解像度が悪いので、解説のための写真を送ってくれと法

務当局に言ったら、メールでちゃんと送ってくれます。これが立ち会い部屋です(写真3)。ここにメディアは12席取られています。オクラホマは一番多いですね。だからオクラホマに日本のメディアも関心を持って行きたがったんですが。

アメリカの死刑廃止運動

私から見た角度で言いますと、やはり「被害者」対「死刑廃止」にしないのがアメリカの運動。したら、絶対に負けます。むしろ、「被害者のための死刑廃止である」と運動する皆さんは訴えている。そして今、どうなっているかということ、薬物問題から疑問が深まり、議論も、情報開示から強化されている。それから、州法案が何度も提出されています。実は、毎年1州のペースで廃止、というのが、ここ数年のトレンドだったんですが、今年はコケました。ニューハンプシャーで上院が賛否同数だったんですね。でも、また出しています。同じ年に2度出すというのは異例なんですけれども、薬物問題があって、これは行けるんじゃないかということで、また出しています。どの州もニュースを読むと、何度目かの挑戦の結果、廃止に成功しているというケースが多いそうです。

当然ですけれども、法律を通すためには多数派を形成しなければいけないので、やって説得して、やって説得して、というプロセスを経ていくんだろうと思います。

ということで、簡単でしたが、私からは以上です。どうもありがとうございました。



写真3

死刑廃止全国交流合宿 in 京都・亀岡（2014年8月30～31日）のご案内

2014年の「第24回 死刑廃止全国交流合宿」は京都府亀岡市で行います。合宿の前に「公開市民集会」を開催（裁判員裁判を経験された田口真義さんに講師をお願いしています）。合宿のテーマは「2020年までに死刑廃止を！」。「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク、京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会、死刑廃止を求める京都にんじんの会、フォーラム90で話し合い、準備を進めます。

大本本部のご協力により会場を使用させていただき、参加費も抑えておりますので、ふるってご参加ください（青春18きっぷが使える期間です。会場の最寄駅はJR山陰本線亀岡駅で、京都駅から約20～28分です）。

日時……2014年8月30日（土）～31日（日）

場所……京都府亀岡市 天恩郷 大本本部

●8月30日（土）

12時～ 受付

13時～ 死刑廃止祈願祭 万祥殿（ばんしょうでん）

14時～ 公開市民集会 みろく会館 3階 ホール

17時30分～ 夕食 みろく会館 2階 食堂

18時30分～ 合宿開始

【第1部＝全体会】 18時30分～挨拶と提案……実行委員会／報告……安田好弘さん（フォーラム90）

【第2部＝分科会】 19時30分～ 分科会のテーマ 未定

*上記の都合のよい時間帯から参加してください。分科会のテーマは実行委員会で検討します。

【第3部＝懇親会と自由討論】 21時～（終了予定22時30分）

【宿泊】安生館 *男女別、2～4人部屋になります。入浴時間は22時までです。

●8月31日（日）

7時～ 朝食 みろく会館 2階 食堂

【第4部＝全体会】 9時～ 報告・討論・まとめ

●参加費用 5000円 *当日、受付で集めさせていただきます。

内訳：合宿参加費1000円・懇親会費2000円・宿泊費・食費（30日夕食からの3食）ほか2000円

*合宿終了後、観光や二次会の計画がありますので、参加費用に31日の昼食も含んでいます。

●問い合わせ先・参加申込書の送付先／Eメール kyotouzuz2008@yahoo.co.jp

●参加申込書の送信先／FAX 075-864-2690 申し込み締切：8月15日（金）

*下記の「参加申込書」に記入して送信してください。日帰り参加の方も送信をお願いします。

死刑廃止全国交流合宿 in 京都・亀岡（2014.8.30～31）参加申込書

名前 _____

住所 _____

電話・FAX・ケイタイ番号 _____

Eメールアドレス _____

*参加・予約するものに○を付け、合計金額を記入してください。

【 】合宿参加（1000円） 【 】懇親会参加（2000円）

【 】宿泊費・食費ほか（2000円） 31日の昼食【 要 ・ 不要 】 ← どちらかに○を！

合計金額【 】円

*希望する分科会のテーマ、ご意見などを書いてください。

死刑弁護人&約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先: 合同会社 東風 TEL: 03-5919-1542

◆「約束」自主上映

◎6月29日(日)13:30,16:00,19:00

会場: 砺波市曳山会館(富山県)

主催: 日本国民救援会 砺波支部

Mail: kiko-ho@pl.tst.ne.jp

◎7月5日(土)14:00

会場: 明治大学リパティタワー6階1063教室(別掲)

◎7月13日(日)10:00,14:00

会場: 石狩花川北コミュニティセンター

主催: 日本国民救援会 北海道本部

TEL:011-747-7907

◎7月19日(土)13:00,15:30,18:00

会場: せんだいメディアテーク スタジオシアター

主催: 仙台弁護士会

TEL:022-223-1001

インフォメーション

冤罪事件と死刑——映画『約束』+トーク

7月5日(土)14:00~17:45

会場 明治大学リパティタワー6階1063

映画「約束」上映

講演と対談 森達也、浜田進士

主催 アムネスティ・インターナショナル日本

死刑弁護を問う～スーパーデューブプロセスを目指して

7月5日(土)13:00~17:00

大阪弁護士会館10F

主催・大阪弁護士会 参加費無料

*DVD上映『絞首刑を考える』

*基調講演

1. アメリカの死刑弁護「スーパーデューブプロセス」について

2. アメリカ法曹協会(ABA)の死刑弁護基準

3. アメリカ視察報告

*パネルディスカッション

1. 「死刑弁護を問う～スーパーデューブプロセス」について
笹倉香奈(甲南大学)、安田好弘(弁護士/東京第二)、
田鎖麻衣子(弁護士/東京第二)、後藤貞人(弁護士/大阪)

2. 「死刑弁護と公的支援」

山口健一(弁護士/大阪)、金子武嗣(弁護士/大阪)

和歌山カレー事件から16年 林眞須美さんは、獄中から無実を訴え続けています!!

「創」編集長が語る和歌山カレー事件

【編集後記】

◇135号発行後、5月18日「今こそ死刑執行停止を 袴田事件と飯塚事件」、5月24日「死刑廃止へ向かうアメリカ」という2つの集会を連続的に行った。掲載した袴田ひで子さんのインタビューにあるように出獄できたとはいえ、無実の罪で50年近く監禁されていた袴田さんの精神状態は決していいとはいえない。それは5月23日の狭山事件の集会での壇上の彼を見れば、写真ではピースといってるけれど、誰にもわかることだった。マスコミのほとんどは人権に配慮したふりをして、権力の作り出した冤罪と長期の拘束がここまで彼を傷つけたことを具体的に伝えようとはしない。そして飯塚事件、名張事件の再審つぶしも大きくは報じようとしない。

今回の袴田事件再審開始決定は死刑制度があつてはならないことを多くの人に知らせしめた。その声をより広めていか

7月19日(土)14:00~16:30

エルおおさか7F708号室

挨拶 鈴木邦男(林眞須美さんを支援する会代表)

報告・和歌山カレー事件再審弁護団

特別ゲスト・バギヤン

資料代・800円

林眞須美さんが「幸子基金」に応募した作品を会場に展示する予定です。

林眞須美さんがたびたび寄稿した「創」掲載の手記を集会に合わせて冊子にまとめており、当日、会場にて販売する予定です。

主催・和歌山カレー事件を考える人々の集い

第11回 永山子ども基金チャリティトーク&コンサート
「ペルーの働く子どもたちへ——Nから子どもたちへ」

7月26日(土)開演13時30分(12時30分から喫茶、軽食、ペルー民芸品の販売をします)

日本基督教団・西片町教会(東京都文京区西片2-18-18)

コンサート 大地のうた 笹久保伸、イルマオスノ、山

下 Topo 洋平、青木大輔

講演 死刑と更生と表現 永山則夫さんから出された宿題をめぐって 坂上香(聞き手・太田昌国)

朗読 絵本「パチャママのとにかえっこ」(作・絵 井村春代)朗読・水野慶子 伴奏・大熊ワタル

映画 ペルーの働く子どもたち物語 vol.6(制作・NPO クシ・プンク協会)

入場料 前売2500円、当日3000円

主催 永山子ども基金

第24回死刑廃止全国交流合宿&市民集会

8月30日(土)~31日(日)京都府亀岡市天恩郷

テーマ:「2020年までに死刑廃止を!」

(詳細19頁)

学習会「和歌山カレー事件報道を問い直す! 何が問題だったのか?」

9月7日(日)14:00~16:30

クレオ大阪中央3階研修室2

お話・浅野健一

資料代・500円

主催・林眞須美さんは無実!あおぞらの会

死刑廃止のための大道寺幸子基金10年展(仮題)

9月14日(日)~23日(火・祝)予定

主催・死刑廃止のための大道寺幸子基金、フォーラム90

(詳細次号発表)

響かせあおう死刑廃止の声2014

10月11日(土)

四谷区民ホール(詳細次号発表)

京都第2回死刑映画週間

10月11日(土)~17日(金)京都シネマ

(上映作品、上映時間、トークショーなど詳細次号)

主催 京都にんじんの会

ねばならないと思う。

死刑廃止へ向かうアメリカの2本の講演は次号に掲載する。
◇谷垣法相は昨年立て続けに4度にわたって死刑を執行、今年6月23日現在、執行をしていない。9月に予定されているという内閣改造で法相を辞めるというが、そのまえに執行させないように力を尽くしたい。

◇第10回死刑廃止のための大道寺幸子基金の死刑囚表現展の公募締め切りが7月末に迫っている。現在、多くの力作が集まりつつある。準備しつつまだ送っておられないかたは送り忘れないようにお願いする。

◇8月末の死刑廃止全国交流合宿、9月の大道寺幸子基金の大規模な作品展示、10月の死刑廃止デー集会などを予定している。ぜひ参加を。(F)